

健康保険組合 自己点検シート

東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課

平成 28 年 4 月

自己点検シートの活用について

1. 自己点検シートについて

毎年開催される予算事務講習会を利用し、監査結果を周知することで、より良い事業運営に役立てていただくとともに、不正防止の注意喚起に努めてまいりました。この取り組みは、各組合から、大変参考になったとご意見をいただいているところです。

組合経理の不祥事が発生する背景には、事務処理を担当者任せにすることや、「相互チェック機能」が働いていないことが、大きな原因だと言われています。不祥事を発生させないためには、自主監査の取組みを強化していただく必要があります。

このことから、監事監査以外に、組合を監督する立場である理事長及び常務理事が、業務点検を行う際は、この自己点検シートをご活用いただき、組合の適正な事業運営に役立ててください。

また、この自己点検シートには、法令・通知・基準以外に組合の事業運営を行う際に守っていただきたいものを記載しております。各種項目を抜き出して利用していただき、新しい職員の方の指導や研修材料としてもご利用ください。

2. 注意事項

- (1) 自己点検シートは、法令上全てを網羅したものではありません。現在の法令に基づき、経理や事業運営を中心に事故が起きやすい事柄をまとめたものです。
- (2) 自己点検シートは、一年に少なくとも一回程度、定期的実施をお願いします。
- (3) 点検は、理事長、常務理事又は監事が行うこととし、理事長は、点検結果の内容を把握し、改善に努めてください。
- (4) 自己点検シートは、平成 24 年 4 月 1 日現在の法令に基づき作成しています。
- (5) 自己点検シートに、簡略表示をした法令等は以下のとおりです。

法：健康保険法 令：健康保険法施行令 則：健康保険法施行規則
基準：健康保険組合事業運営基準 指針：健康保険組合事業運営指針
高確法：高齢者の医療の確保に関する法律 保護法：個人情報保護に関する法律